

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税）</p> <p>15-1 法第15条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) （省略）</p> <p>(9) 令第17条第4号にいう「私立博物館」とは、博物館法第11条の規定による登録を受けたもの（<u>地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）</u>により設置されたものを除く。）をいう。</p> <p>(10) （省略）</p> <p>(11) 令第18条第1項又は第2項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があった場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 令第18条第2項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(イ)～(ハ) （省略）</p> <p>(ニ) 動物園、植物園、水族館、その他博物館の事業に類する事業を行う施設で、<u>博物館法第31条</u>の規定により博物館に相当する施設として指定されたものについては、その旨を付記する。</p> <p>(ホ)及び(ヘ) （省略）</p> <p>(12)～(15) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税）</p> <p>15-1 法第15条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) （同左）</p> <p>(9) 令第17条第4号にいう「私立博物館」とは、博物館法第10条の規定による登録を受けたもの（地方公共団体により設置されたものを除く。）をいう。</p> <p>(10) （同左）</p> <p>(11) 令第18条第1項又は第2項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があった場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 令第18条第2項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。</p> <p>(イ)～(ハ) （同左）</p> <p>(ニ) 動物園、植物園、水族館、その他博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館法第29条《<u>博物館に相当する施設</u>》の規定により博物館に相当する施設として指定されたものについては、その旨を付記する。</p> <p>(ホ)及び(ヘ) （同左）</p> <p>(12)～(15) （同左）</p>